

令和7年6月27日

令和7年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

令和7年第2回（6月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和7年6月27日（金）午前11時00分開議

○場 所 岬町役場 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大里 武智	2番	松尾 匡	3番	早川 良
4番	中原 晶	5番	竹原 伸晃	6番	奥野 学
7番	道工 晴久	8番	谷地 泰平	9番	谷崎 整史
10番	出口 実	11番	瀧見 明彦	12番	坂原 正勝

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司
副 町 長	中口 守可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副 町 長	上田 隆	まちづくり戦略室危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久
教 育 長	古橋 重和	総務部理事兼総務課長	南 大介
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	総務部理事兼財政改革部理事	谷 卓哉
総 務 部 長 会 計 管 理 者	西 啓介	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
財政改革部長	内山 弘幸	しあわせ創造部理事 (地域福祉担当)	中田 美和
しあわせ創造部長	松井 清幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井 理香
都市整備部長	小坂 雅彦	都市整備部理事 (建築担当) 兼建築課長	佐々木 信行
教育次長兼指導課長	松井 文代	都市整備部総括理事 (産業観光促進・ しんたなみさき公園担当)	吉田 一誠
まちづくり戦略室理事 (秘書・政策推進担当) 兼町長公室(秘書担当)課長 兼企画政策推進担当 (政策推進担当)課長	川島 大樹	都市整備部理事 (しんたなみさき公園担当) 兼産業観光促進課長 (観光推進担当)	新保 太基

まちづくり戦略室理事  
(人事担当) 廣 田 尚 司

教育委員会事務局理事  
(生涯学習担当)  
兼生涯学習課長 岩 田 圭 介  
兼青少年センター所長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 松 本 啓 子      議会事務局主幹兼係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和7年6月4日から6月27日(24日)

○会議録署名議員

4番 中 原 晶      5番 竹 原 伸 晃

---

#### 議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第35号	令和7年度岬町一般会計補正予算(第3次)について
日程第 3 議案第36号	工事請負契約の締結について(町営多奈川平野北住宅 長寿命化改修工事(2期工事))

(午前11時00分 開会)

○坂原正勝議長 皆様、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前11時00分です。

本日の出席議員は12名、出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○坂原正勝議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

6月5日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、出口 実君。

○出口 実事業委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました2件の案件について、6月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、ご報告をさせていただきます。

まず、議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）について、各担当課から説明をいただき、質疑応答を行いました。

各委員からは、道の駅みさき附帯施設建設のための予算について、稲荷池休息施設の開園はいつか、孝子峠の観光看板設置のための予算について、計画ではビーチバレーのまち岬町の表記がなくなっているがやめたのか、看板設置費用は高くないか、移設しようとした理由はあるのか等の質問があり、担当課からは、道の駅附帯施設は本年秋頃に開園予定でございます。看板設置については、引き続き、ビーチバレーボールのまちは続ける予定、予算の内訳は、撤去に38万円、材料費に75万円、設置に47万2,000円、諸経費が約19万円、消費税を足して199万1,000円となる。孝子峠では、計画の場所、一番上が目立ちやすく、視認性のよいところを選びました等の答弁がございました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について、各委員から質疑、討論はなく、満場一致で原案のとおり可決されました。

以上で事業委員会委員長の報告を終わります。

○坂原正勝議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 私は事業委員会に所属しておりませんので、6月10日の事業委員会で質問がありませんでしたので、1点確認させていただきます。

稲荷池周辺整備工事についてお尋ねいたします。事業委員会後、現地に行き、工事進捗を確認させていただきました。令和6年度予算で既に転落防止柵が46.5メートル設置済みであります。その柵の中に、つるつるに削られた3本の横棒の丸太が設置されております。その横棒の間隔が30センチメートル開いております。その間隔が広過ぎるのではないかと私は思っております。保護者が子どもから目を離した間に、子どもがつるつるの丸太に乗ったり、簡単に丸太を越えて柵の中に入るおそれが十分あると考えます。柵の内側はすぐ池の堤であり、万が一、池に転落も予想されます。そこで、横棒を2本から3本増やし、池側に入れないようにしなければならぬと思いますが、担当課の見解をお願いいたします。

○坂原正勝議長 奥野議員にお伝えします。ここでの質疑は委員会での経緯についての質疑に限りますので、議案の内容についての質疑はできません。それはまた後日、担当課に確認をしてください。ここでの質問は委員会の経緯についての質問です。議案の中身についての質問はここではできません。ですので、中身については、担当課に直接、後日、個人で確認をしてください。

どうぞ。

○奥野 学議員 委員会で話し合っていないことを聞くのはできないということですか。

○坂原正勝議長 委員会の議案の中身についてはここでは質疑できないのです。ここでは、委員長報告があったのは経過報告ですから、その経過に対する質疑のみここで質疑できるということです。従いまして、議案の中身についてはここで質疑できません。審議を尽くした結果が今、経過報告としてありましたので、よろしいですか。

○奥野 学議員 はい。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、大里武智君。

○大里武智厚生委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長の報告をさせていただきます。

6月5日の本会議におきまして本委員会に付託されました1件の案件について、6月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告させていただきます。

議案第30号、令和7年度一般会計補正予算(第2次)について、担当課から説明をいただき、質疑応答を行いました。

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金について、各委員からは、健康被害が発生した時期や人数について、救済措置についてもっと速やかに認定できないのかなどの質問があり、担当課からは、令和3年度、令和4年度に複数回接種を受けられた1名分であることや予防接種法に基づいて健康被害の調査委員会を開いた上で、大阪府・国へ進達することになっているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審議結果並びに結果であり、当委員会に付託されました1議案について、私の委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、奥野 学君。

○奥野 学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

6月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました1件の案件について、6月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、ご報告させていただきます。

議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）について担当課から説明をいただき、質疑応答を行いました。

各委員からは、防犯対策費については防犯カメラの設置について、文化センター改修費については耐震診断関連、全国瞬時警報システム整備事業費については、J-ALEERTアラートの更新等の質問があり、担当課からは、防犯カメラの設置については、泉南署と岬町で協議しているや、文化センターは、今回は耐震診断を実施し、今後対応していくことや、J-ALEERTの機器交換は、全国一斉に更新が行われる予定であること等の答弁がありました。また、J-ALEERT更新で弾道ミサイル情報等で、国民全体を不安に誘導していくものにつながりかねないとの反対討論があり、賛成討論なく、賛成多数で原案どおり可決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○坂原正勝議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）について討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

反対討論、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第2次）について、賛成しかねる立場で討論に参加いたします。

退職された消防団員の方への退職報償金や老朽化に伴う淡輪海浜会館の高圧引込ケーブルの更新費用、また、文化センター、青少年センターの耐震診断、新型コロナウイルスワクチン予防接種後の健康被害給付金など、必要性、妥当性が認められる事業の予算化が圧倒的だと考えるものでありま

す。

しかしながら、全国瞬時警報システムJ-A L E R Tの更新については、国の受信機が更新されることに伴う対応で致し方ないとはいえ、承服し難い予算化だと考えております。

大規模災害に加えて、弾道ミサイル情報等についても伝達されるもので、過去には誤報や情報が二転三転するなど、当該地域に大混乱がもたらされ、信頼性に疑念があると指摘せざるを得ません。また、防災に名を借りた戦争する国づくりへの警戒が必要だと考えるものであります。第二次大戦の戦前、戦時下において、防災訓練を利用した地域ぐるみの戦争協力が進められたことを想起させるものであります。

現在、GDP比2%の軍事費、3年間で43兆円というものでありますけれども、その軍事費によって戦争に備える準備が進められております。長距離ミサイルの購入などによる敵基地攻撃能力の保有だけではありません。私たちの身近にはあまり感じられませんが、10年間で全国130棟もの弾薬庫が整備される計画が進められており、継戦能力、いわゆる戦争を継続する能力を高めるといった戦争国家づくりが着々と進められていることは無視できないものと考えております。

J-A L E R Tは戦争に地方を利用する役割として活用されるおそれがあり、賛成できないと考えるところであります。

○坂原正勝議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 なしと認めます。

反対討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第2次)についてを起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○坂原正勝議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議についてを起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

---

○坂原正勝議長 日程第2、議案第35号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第35号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、昨年度の定額減税に伴う調整給付において、支給額に不足が生じている方への追加給付に係る経費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額措置に伴う町独自の生活者支援に係る経費、私立等の小・中学校に在籍する児童生徒の給食費の支援に係る経費、各施設の適切な管理運営のために必要な経費をそれぞれ計上いたしております。

今回の議案につきましては、先に上程いたしました一般会計補正予算（第2次）編成後に生じた事由によるもので、いずれも早急に対応が必要なことから追加議案として上程させていただきましたことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほかに予算書とともに配布させていただいております補足説明資料と併せてご参照願

います。

それでは予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,313万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,495万6,000円とするものでございます。

2ページの「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、2,918万2,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、定額減税に伴う調整給付において、支給額に不足が生じている方への追加給付の財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R6調整給付世帯不足額給付）2,138万4,000円を、物価高騰の影響により経済的な影響を受けている子育て世帯への給付の財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（子育て世帯応援給付）779万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金395万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、2,963万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、昨年度の定額減税に伴う調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどによりまして、結果として、令和6年分所得税等の確定で、本来給付すべき所要額と昨年度の調整給付額に不足が生じた方に追加給付を行うもので、社会福祉費・物価高騰重点支援給付金事業費としまして、必要な事務費を含めて2,138万4,000円、次に、淡輪保育所の食器類の消毒保管庫が経年劣化により故障し、更新を行うための機械器具費45万5,000円を、次に、令和7年5月27日の閣議決定に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額措置により、町独自の物価高騰に対する子育て世帯の家計支援としまして、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども1人当たり5,000円の給付を行うもので、児童福祉費・物価高騰対応重点支援事業費としまして、必要な事務費を含め、779万8,000円を、それぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、淡輪海水浴場の利用者の安全性の確保のため、アオサの除却作業の回

数を増やす必要があることから、アオサ採り委託料30万円を計上いたしております。

教育費につきましては、過日のタウンミーティングでの住民との意見交換を踏まえ、町立小・中学校の給食費の無償化との公平性の観点から、私立等の小・中学校に在籍する児童生徒の給食費の支援を令和7年4月1日から遡及し行うもので、私立等小中学校在籍児童生徒給食費等支援補助金318万4,000円と通信運搬費1万7,000円の合計320万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 私立等小中学校在籍児童生徒給食費支援事業費についてお伺いいたします。

どれぐらいの人数が私立の学校へ行かれておられるのでしょうか、実数を把握しておられたら教えてください。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長兼指導課長 瀧見議員のご質問にお答えさせていただきます。

対象者、小学校に在学している児童数は、私立等の小学校に在学している児童は、2校で16名、中学校に在学している生徒は、10校で34名、合計50名になります。

○坂原正勝議長 瀧見議員。

○瀧見明彦議員 ありがとうございます。

では、父兄の方々にこの支援事業に関して補助金をお渡しするという事なんですが、どのような形で補助を実行をされるのでしょうか、お願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長兼指導課長 瀧見議員のご質問にお答えいたします。

事業に関しまして、申請につきましては年2回を考えております。

対象者につきましては、対象者を把握していることから、郵便で周知及び申請書を送付する予定にしております。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

早川議員。

○早川 良議員 同じ箇所、関連の質問なのですが、今回の支給に当たりまして、町立学校における給食費の無償化との公平性を考慮した上で、私立等の小学校に対する児童生徒への給食費等支援補助金についてはどのような金額設定、根拠があるのか、説明いただきたいと思います。

もう一点、先ほど、私立の小学校、また中学校ということで、小学校2校、中学校10校ということでお聞きしたんですが、ほかに文部科学省が管轄する特別支援学校に通われている小・中学生というのは対象から外れているのかどうか、回答をお願いします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長兼指導課長 早川議員のご質問にお答えします。

まず1点目の金額設定につきまして、補助金の金額設定につきましては、本町の給食1食当たりに要する額に、学校給食等を必要とした回数に乗じた額を考えております。本町の給食1食当たりに要する額になります。

2点目、小学校2校、中学校10校のところ特別支援学校は含まれているのかというご質問ですが、含まれておりません。特別支援学校につきましては無償となっておりますので、今回の対象には当てはまらないということです。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 今回、本会議審議ということで回数が限られますが、幾つか質問させていただきます。

まず、食器の消毒保管庫、これの更新費用45万5,000円のところなのですが、これについては経年劣化により故障したため更新するというのですが、現在は使用できない状況になっているということなのか、使用できない状況となっているのであれば、今はどのように運用しているのかという点をまずお聞きしたい。

次に、商工観光費のアオサ採りの委託料30万円ですが、こちらについては令和5年度の決算と令和6年度予算を見ても、1回分の30万円という予算になっていましたが、これまでずっと年1回という状況で、令和7年度、今年度だけが特別に、アオサが大量発生しているということで2回になっているのか。あとは、もし分かればいいのですが、全国各地でアオサの大量発生が問題になっていると聞いていますので、岬町においてもアオサの発生が増えている傾向になっていくのか。これは次年度以降も同じぐらいの予算取りが必要になるのかどうかというところに対する見通しをどう考えているのかをお伺いしたい。

続いて、先ほど瀧見議員と早川議員も質問されていた、私立等小中学校在籍児童生徒給食費等支援事業費、こちらについて、まずは、先ほど早川議員から特別支援学校が含まれているのかという質問があって、今回は無償だから含まれていないという回答があったと思うんですけども、私もいろいろ確認をしたところ、単年度、単年度で無償化する、しないみたいな形に大阪府のほうでされているのかなと思っていて、令和7年度は無償化になっていても、来年度以降はまだ無償化するかどうかというところがまだ分かっていない状況と認識しています。そんな中で、もしも来年度、来年の話なのでここで答えられるのかどうか分からないですけども、この事業は恒久的に実施されると考えていいのか。そうなった場合に、特別支援学校の補助が大阪府のほうでなくなった場合、その場合は岬町として単独でやる考えなのか。

あとは、先ほど瀧見議員の質問で、対象校は小学校2校、中学校10校の計52名との回答だったんですけども、私立だと中には給食じゃない学校もあるんですね。給食じゃない学校においても、お弁当とかを持参されているご家庭もあります。そういったところについても同等の補助を行うお考えなのか。

あと続いて、給食費の無償化という部分、こちらは今回の提案理由の中でも、町立学校の給食無償化との公平性の観点とおっしゃっていますけれども、給食無償化は、文科省も昨年12月27日に学校給食無償化実現に向けての課題をまとめていて、その中で、給食未実施校の児童生徒や給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒、例えば、アレルギーがあって、それで弁当ないし代替食を持参していたりとか、そういったお子さん、あとは不登校の児童、そういったいろんなお子さんがいて、そういった形で給食を食べることができない、そういった子どもには恩恵が及ばないというところで、公平性に欠けるといったことが示されています。今回、小・中学校の給食無償化で公平性という観点で、私立等の学校のお子さんたちへの支援をされるということなんですけれども、今、アレルギー等々、実際、岬町にもいらっしゃると思うんです。代替食を持参されてる方とか、中には牛乳だけ飲めないというお子さんもいらっしゃいます。不登校で給食止めているお子さんもいらっしゃいます。そういった子どもたちにも、公平性の観点からは、やはり支援をすべきかなと思うんですけども、町としては、そういった子どもたちへの支援を今回の事業の中で考えていらっしゃるのかどうか。

実際に、全国自治体の給食無償化と同時に、併せてアレルギー対応の補助をやっているところはたくさんあります。もしも今回の事業で含む考えがあるのか。ないのであれば、今後どういった公平性の担保というところを考えるのか、こちらについて回答をお願いします。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員のご質問のうち、淡輪保育所の消毒保管庫についてご答弁させていただきます。

淡輪保育所の消毒保管庫につきましては、本年の6月5日に故障しまして、その際、故障の原因となっている部品の代替部品を代用して、今は作動している状況でございます。ただ、設置してからもう25年以上経過していることから、今後、修理部品がない状況でありますので、今回、更新させていただくということでございます。

○坂原正勝議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

まず、府立の支援学校の件でございますが、当然町外にありますので、学校としては対象になります。ただ、今考えてるのは、その学校の給食等を全て公費、またほかの補助金を受けられるというところについては対象から外れるということになります。したがって、来年もし給食代を府立の支援学校が徴収するとなれば対象になってくるという考え方です。

それと、あと私立の学校につきましては、給食を実施してところが非常に少ないです。もし給食が仮にあったとしても、週4日であったり、また希望制であったりということがあります。それに加えて、お弁当、または学食で対応しているというのが現状となっております。したがって、昼食費に係る負担という意味で、お弁当あるいは学食を利用する場合においても、先ほど次長が答弁しましたように、町の1食当たりの費用分に実施した日数分を乗じた額について補助をするという考え方を持っております。

それとアレルギー対応でございますが、今現在、全部の給食というか、給食そのものをアレルギーによって提供を受けてないという子どもさんはおられません。ただ一部、おっしゃいましたように、牛乳というところはございます。ただ、アレルギーの部分につきましては、今後、弾力的に運用していきたいなと思っておりますけれど、ただ一部についてはなかなかつかみにくいところがございますので、全部の部分については弾力的に運用をしていければなと思っております。

それと、先ほどもおっしゃいましたように、今、国は給食費無償化に向けて動きがございます。その動きも注視しながら、この制度について運用できるように考えていきたいなと思っております。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） アオサ採りの質問についてご答弁させていただきます。

アオサ採りににつきましては、これまで年1回の実施となっておりますけれども、今回、令和

7年度から2回の実施ということで補正予算の計上をさせていただいております。

これにつきましては、町としても、先ほど議員からご指摘があったように、大阪で増えているというところは認識しておりまして、今回の海水浴場開設に当たって、淡輪海水浴場管理組合と協議する中で、アオサが近年の温暖化の影響で増殖しているということで、除去の回数を増やしてほしいといったところを踏まえて、補正予算を要求させていただいているものでございますので、町としてもアオサは増えているという認識になってございます。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 食器消毒保管庫の件は、代替部品で現在対応して、今、できているけど、修理部品がないから更新と理解しました。

アオサの件も、やっぱり年々増えているということで、恐らく来年度以降も同様の形かなと想定されると思うので、その予算措置が来年度以降もされるのかなと認識したので了解です。

私立等小中学校在籍児童生徒給食費支援事業費、今、教育長から答弁いただいたとおり、中学校では給食を実施していないところが多いということで、そこも全て対応するというところと、あと特別支援学校、これも学校としては対象になっていて、大阪府の補助があろうがなかろうが、今後それでもない場合でも町は補助していく、これは非常にいい考えだと思うので、ぜひきちんと支援をしていただければと思います。

あとは、アレルギー対応という部分、これは現時点では、今回の補助には含めていないと、多分、不登校児童生徒も同等で、想定されていないということでいいんですね。うなずいていらっしゃるんで、そう認識します。

こちらについては、実際に岬町がアレルギー対応、8大アレルゲンの食材を使わないとか、子どもたちができるだけ給食を食べられるようにならざる努力されているということは認識しますし、本当にいい取組だなと思います。でもやはり、給食費は、位置づけるに設備費と人件費を除いた食材費の部分だけになるので、この部分を公平性を持って補助すると考えていったならば、部だけであろうと、食べたくても食べられない、それは不登校の子ども一緒なんですよ。本来であれば学校へ行って食べたいけれども、事情があつて行けない、食べられない、こういった子どもたちへも、ほかの子たちは食材費という位置づけで補助されているのであれば、私自身は、これを何らかの形で補助すべきだと思います。これは要望にはなるんですけども、ほかの自治体でも、牛乳だけ飲んでいない子へも補助したりとか、一部の食材を食べていない子たちにも、その分だけ補助するとか、かなり柔軟にやられています。不登校の児童生徒にも補助している自治体はあります。多分、そこは十分認識されていると思うんですけども、やはり公平性という観点であ

れば、そういった子たちへも満遍なく支援をする、それが公平性ということだと思うので、そこは国もそこが課題であると言われていた中でも、町としても、今回、私立の学校の子たちへ補助をするというのであれば、同じような形で、公平性で補助をする、これはできるだけ早急に検討していただければと思います。これは要望になります。

追加での質問になるんですけども、今回、単年度の支援事業ではなく、学校給食費もそうですけれども、これまでの小・中学校の学校給食費に加えて、今回は恒久的な支援事業を想定されていると思うんです。となったときに、今回、令和7年度の当初予算編成もかなり難しい中でご苦労されたと思います。だけど年間300万円を超える予算が来年度以降も恒久的にかかってくるなったときに、第4次集中改革プランにも、追加の事業を考慮しなかったとしても、年間数億円程度の不足が生じる。新たに300万円の恒久的な財源確保というところに対して、何かしらお考えあれば教えていただきたいです。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山君。

○内山財政改革部長 答弁させていただきます。

谷地議員からの質問の中でお話がありましたけれども、第4次集中改革プランがございます。そこで改革項目に取り組んで、改革効果額を捻出するということで目標に掲げておりますので、そのプランに掲げている改革項目を着実に実施していく、あとは、プランに掲げていない項目でも、そういった改革として取り上げているものがあれば、プランに追加して、中間見直しの中で、新たなプランの改革項目ということで作成していきたいと、見直していきたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 恐らく、そういった形の回答しか現状はお答えいただけないのかなとは思っていただんですけども、令和7年度は、単年度ではなくて、恒久的に必要となってくるような事業が多く盛り込まれていましたし、今回この補正予算でも新たに300万円、ここは来年度以降の予算にかなり影響してくるところなので、これは要望という形で、我々議会も一緒になって取り組んでいく必要がある部分かなと思うんですけども、何とか新たな財源確保にしっかり取り組んでいて、今年度だけで終わってしまうということにならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○坂原正勝議長 ほかに質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 何点かお尋ねします。

物価高騰対応重点支援事業費を基に、1人5,000円、ゼロ歳から18歳の子どもに給付す

るということなんですけど、さっき聞き逃して、いつの閣議決定とおっしゃったのか、再度お聞きしたいということと、それから、その金額、岬町は幾らということで内示があったのかお聞きしたいということ、それから、これは物価高騰対応ということで、いろんなことにこのお金は使えるということだと思うんですけど、子育て世帯を応援したいということでこの事業に充てられると、それは結構なことだと思うんですけども、ほかの施策については考えなかったのかということ、それから、これはいつ頃給付されるのか、方法や対象者へのお知らせはどのようになさるのか、お答えいただきたいと思います。

2点目の質問は、アオサ採りのことなんですけど、先ほど谷地議員の質問への答弁で、令和7年度からとおっしゃいました。ということは、今年度から、要は来年度以降も基本的には年に2回実施すると認識しているのかどうか、確認のためお聞きしたいということと、それから、安全確保というのが実はちょっと私よく分からなくて、アオサがいっぱい発生したらどういうふうに安全でなくなるのか、何か細菌が発生するとかかなとか、何かよく分からなくて、初歩的な質問のようで申し訳ないんですが、大量に発生するとどのような安全でない状況になるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

それから、私立等小中学校在籍児童生徒給食費（昼食費）支援事業ということで、説明の中にもありましたが、タウンミーティングの中で出された声に応えるということで、非常にいい取組だなと思いました。また、タウンミーティングの前にも既にそのような声が寄せられていたようでしたが、私もちょうど参加させていただいたタウンミーティングの中で、若い子育て世代の保護者が同様の質問、要望をされていて、それに謙虚にというか、真摯にというか、応えようとされている姿勢は非常に前向きだなと感じながら、今回の予算化に関連するものと考えてるところであります。タウンミーティングそのものについても、この機会に申し上げますが、そこで直接住民から寄せられる声はどう応えていこうかということ、連続して毎年のようにタウンミーティングを行い、本当に職員の皆さんも大変だと、もちろん町長はお疲れになると思うんですけど、大変だと思いますけれど、こういう形で町政そのものに反映していくという姿勢を高く評価したいとまず初めに申し上げたいと思います。

それで、先ほど来、質疑が交わされておりましたが、お聞きしたいのは、この算定根拠なんです。岬町の給食費を基に計算と初めの説明ではありました。それで、1食当たりの費用分を保護者に、申請に基づいてお支払いするというのかな、給付するというものようでしたが、その1食当たりの費用というのは、保護者が負担する給食費のことを指しているのか、賄い材料費を指しているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、この機会に併せて、先ほど谷地議員からも要望がありましたが、学校で給食を食べていない生徒も給食費と同様の保護者負担は当然発生しているわけですから、同じように、給食を食べていない家庭の保護者には、要はお金はその家庭では出ていっているわけだから、同じようにお金を給付するということについて、私も要望しておきたいなと思います。

それから最後に、調整給付のことなんですけど、これはややこしくて、率直に言って、私は訳が分からんですけど、今回は、昨年度、その前の年の所得に基づいて推計して、一旦補足給付をなされたということで、今回の措置としては、一旦払ったんやけど、実績と見比べたときに払った分が足りてへんかったということで、足りてへん分をお支払いすると、それは分かったんですけど、これは逆に、推計と実績を比べたときに、既に渡してる調整給付の額がもらい過ぎということもあるのでしょうか、という素朴な疑問を感じておまして、お聞きしようと思います。

それから、我が家は対象じゃなかったのによく分かっていないんですけど、そもそも対象者に直接通知がいていたものなのか、昨年度の取組として、今年度の取組か、今年度の取組、昨年度、昨年度の取組としていろんな通知を送って、何か紙に書いてか返さなあかんのよね、それは住民さんから相談があったので、そういうことなんやと思って知っているんやけど、それはご本人にいくのか、世帯主にいくのか、その辺もこの機会にお聞きしておきたいなと思います。

お願いします。

○坂原正勝議長 審議途中ですが、お諮りします。

間もなくお昼になりますが、このまま審議を続行したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 では、このまま審議を続けます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 私から、一つ目の物価高騰など、子育て世帯応援給付についての前段のご質問について答弁させていただきます。

提案理由でご説明させていただきました日時ですけれども、令和7年5月27日に、こちらの交付金について予備費の使用が閣議決定されたということで、それに基づいて今回、補正予算を上程させていただいてるところになります。

金額につきましては、今回、補正予算の歳出で計上させていただいてる金額が増額ということになりました。

この交付金を使つての物価高騰の支援策ということで、庁内で様々な支援策を検討したところなんですけれども、やはり物価高騰が続く中で、特に食材の物価高騰が続いているところ

で、子どもさんを抱えている世帯については食べ盛りの子どもの抱えているということ、あとは本町につきましては、給食費の無償化を行っていますけれども、夏休みについては給食がないといったところで、子育て世帯への支援が特に必要であるという判断で、今回、このような支援策ということで補正予算を上程させていただいたということになります。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　中原議員の物価高騰対応重点支援事業、子育て世帯応援給付費の詳細について説明させていただいて、ご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、対象となる方については、ゼロ歳から18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子どもが対象でございます。それは児童手当を受給されている方が対象となりますので、児童手当の振込先が把握できる部分についてはプッシュ型で行いまして、あと振込先が把握できていない保護者、例えば公務員とか、保護者が単身赴任等で他市町村に居住されている、また、他市町村で児童手当を受けられてる方については、申請による給付と考えております。

また、いつ頃ということになりますと、この7月中にまず住民の皆さんに各戸配布と、岬町のホームページ、公式LINE等で周知させていただき、できれば8月末までに支給をさせていただきたいと考えております。ただ申請の必要な方につきましては、申請に基づいて給付を行いますので、最終、9月末頃までに全ての方に給付をしていきたいと考えております。

○坂原正勝議長　教育次長、松井文代君。

○松井教育次長兼指導課長　中原議員のご質問にお答えします。先ほど、算定根拠ということで、1食あたりは保護者負担なのか、それとも賄い費なのかというご質問にお答えさせていただきます。

本来、保護者が負担する額ということになります。現在、本町は給食費無償化となっておりますが、実際、保護者が負担するとなると、小学校低学年では1回当たり290円、中学年1回当たり300円、高学年1回当たり310円、中学校は全学年1食当たり340円となります。算定根拠はこのようになります。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部理事、中田美和君。

○中田しあわせ創造部理事（地域福祉担当）　中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の調整給付の際の計算は推計額で計算しておりましたので、今回、所得額の確定で、前回の給付額が過大となった場合、返還の必要はございません。

2点目ですが、対象者への通知については、世帯宛てではなく、本人宛てに送らせていただきます。

○坂原正勝議長　都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事（新たなみさき公園担当） 中原議員のご質問にお答えします。

アオサ採りの件ですけれども、来年度以降2回実施するののかというのは、すみません、先ほど私の答弁が漏れておったかと思うんですけども、担当課といたしましては、近年の温暖化の影響を踏まえすと、来年度以降も2回のアオサ採りの実施は必要ではないかと考えております。

続きまして2点目の、なぜアオサが増えると安全でない状況になるかという部分なんですけれども、アオサが増えますと、アオサを餌とするウニがそれに伴って増えることとなります。それでウニが増えますと、海水浴に来てるお客さんがそのウニを踏んでけがをするという事態が昨年も多数発生しております。そういったところから、ウニの発生源というか、餌となるアオサを根本から除却することで、安全対策を実施していこうということで、このアオサ採りの実施をしておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 アオサを採る必要性は大変よく分かりました。全く存じ上げませんでした。

幾つか重ねてお聞きしますが、子育て世帯応援給付についてはよく分かりましたが、特に申請の必要な方、そういった方に丁寧に対応していただきたいと要望したいのと併せて、金額のことなんですけど、予算額779万8,000円、この金額ぴったりの金額が岬町にやってくると、1円違わずということでもよろしいんですね。うなずいていただいているので、わざわざ出てきていただかなくて結構です。

それから、給食費のことなんですよね。私はてっきり賄い材料費を基に計算しているのかなと思ったんです。そうすると、岬町の出費が増えてしまうことになるので、それはそれで財政が大変だなと思うんですけど、給食費はそもそも公費を投入して、できるだけ安く保護者負担をさせていただこうという努力がこれまでもなされてきているわけで、だからやはり基準とする考え方としては、かかった材料費、厳密に言うと水光熱費なんかも関係するのですが、それを基に計算をするべきと違うのかなとは思いますが。まずは第一歩ということですから、要望を受けて新しい取組ということですので、今後、必要な拡充があるようでしたら、さらに精度をよくしていただきたいなと要望しておきたいと思えます。

それから、調整給付ですが、これはもらい過ぎていても返さなくてもいいということで、これも本当に不公平というかな、そんなふうに感じます。そもそも国が決めた制度で、担当課は事務も非常に大変だと思うんです。ですが、そもそも1万円単位というのがまず不公平やね。対象にならない人からすると、お給料から天引きとか、そういう人からすると、そもそも不公平感が出る仕組みなんですよね。さらに、もらい過ぎていても返さなくてもいいと、自分がもらい過ぎか

どうかもよく分からないところですが、恐らく対象になって昨年度受け取った方もですが、本当に制度そのものの欠陥を改めて感じたところですが、それは国の決めたことですからそれに基づいて岬町としてはやっていくしかない、ただ、対象になった方、実績と推計を見比べたときに不足が発生するという方については、適正な事務を、大変でしょうが行っていただくように要望しておきたいと思います。

質問はありませんでしたね。1個ありましたか、お願いします。

○坂原正勝議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 ご要望ということでしたが、先ほどの給食費の件でございます。

給食費につきましては、これまで岬町の場合は、1人当たりが必要となるまなかの材料費分を保護者から徴収させていただいていた、そしてその部分について公費を投入して、保護者負担を下げるといことはしていませんでした。ただ、令和6年度に米等の値上がりがあつて、12月補正だったかと思いますが、そのときに補正をさせていただいた分につきましては、年度途中であること、それと小学校がもう無償化しているというところもありまして、その部分だけは公費を投入したという形でございます。したがって、保護者負担金イコール1人当たりに係る費用ということになりますので、費用の算定といたしましては、1人当たりに係る賄い材料費ということで積算をしております。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、重ねてご説明をいただいてよかったです。1回目の答弁ではちょっと不十分だったということかなと思います。

賄い材料費を児童や生徒で頭割りをして請求していたということだったんですね。分かりました。それは私はいいふうに勘違いしておりました。給食費が安く済むようにということで、岬町が保護者負担を少なく抑えるという努力をされていると勘違いしておりましたが、それはしてないということが分かりました。昨年度については物価高騰には対応したということも分かりましたが、それは私の勘違いでしたが、1回目の答弁でそのように言っていただけるとよかったですね。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号、令和7年度岬町一般会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○坂原正勝議長 日程第3、議案第36号、工事請負契約の締結について(町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事(2期工事))についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事兼総務課長 日程第3、議案第36号、工事請負契約の締結について(町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事(2期工事))をご説明いたします。

提案理由といたしましては、町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事(2期工事)の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事(2期工事)。

契約の方法は、制限付き一般競争入札でございます。

契約金額は、1億6,483万5,000円、うち消費税及び地方消費税の額は、1,498万5,000円でございます。

契約の相手方は、堺市中区深井畑山町236番8号。株式会社イズミクス、代表取締役山内秀之でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明申し上げます。

議案書に添付しております参考資料の入札結果(経過)調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は、議会の議決日から令和8年3月19日まで。

入札予定価格は、税抜きで1億9,260万円となっております。入札予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億6,480万7,000円と定め、事前に公表を行っております。

同じく、入札予定価格が3,000万円以上のときには、失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで1億3,867万2,000円と定めております。なお、失格基準価格につきましては、事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和7年6月9日でございます。

本町では、税込の入札予定価格が2億円以上の工事を発注する場合には、一般競争入札で実施することを定めており、本工事は税込の入札価格が2億円以上となることから、一般競争入札により契約事務を執り行っております。なお、一般競争入札の実施に当たっては、不良不適格事業者の排除や工事の品質確保の観点から、参加資格を設けて公告を行っております。

入札には、調書記載の8社から参加申込みがあり、参加申込み後、4社が事前辞退し、4社が応札したところ、3社が予定調査基準価格を下回りました。

最低価格で入札しました事業者の入札価格は、失格基準価格を上回っていることから、この事業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、6月16日に庁内関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。

事業者の積算では、工事目的物をつくるため直接必要とされる費用である直接工事費は町の積算を下回っておりましたが、必要な経費の見積りが行われており、取引業者の協力により経費を抑えることができるとの説明がございました。

その他の項目についても、経費の削減を行いながらも、必要な項目についての積算が行われていることから、契約内容に適合した履行がされると判断し、当該事業者を落札者と決定し、6月20日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は、入札予定価格の77.8%となっております。

参考資料の裏面をご覧ください。

本工事は、令和4年3月に策定の岬町営住宅長寿命化計画に基づく事業で、工事対象は、町営多奈川平野北住宅30棟のうち、2期工事として16から30棟及び浄化槽施設2棟。

主な工事内容は、屋根及びとい改修工事、外壁改修工事、アスベスト含有塗材除去工事、その他改修工事となっております。

以上が議案の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 参考のために予算科目構成を教えてくださいたいのですが、地方債とかあると思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事（建築担当） 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算としましては、工事の支出に当たって2分の1が社会資本整備総合交付金の長寿命化事業の予算となりまして、残りの2分の1が町営住宅長寿命化事業債となっております。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私から1点お伺いしたい点があります。こちら昨年度実施した平野北の長寿命化改修工事、1期工事が終わって、2期工事に移るということかなと思いますが、確か1期工事、2期工事で15棟ずつやっていくというところで、2期工事だと、さらに浄化槽施設2棟も対象になるというところで、1期工事よりも恐らく2期工事のほうが対象として多いのかなと思うんです。だけれども、入札予定価格が、前は1億9,490万円、それよりも今回の2期工事のほうが金額が低いんです。でも対象工事としては増えているのに金額設定が低くなってる、何らかの理由があれば教えてくださいたいです。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事（建築担当） ただいまの谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

金額については、毎年、金額を算出しますので変わる部分はございます。その中で、今回、浄化槽施設2棟が増えているという状況ですが、実際、浄化槽の規模としては小さい規模でして、金額としてその部分に係っている部分は全体として見るとかなり少ないのかなとは思っています。

それと、当然、全体的に積算する上において、毎年積算し金額を算出する中で違うところもありますので、それに基づいて算出している状況ですので、差異が出ているところもあろうかと思っています。

○坂原正勝議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 あと町営住宅の改修工事については、小田平から始まって、今、平野北という形で十分にやっている。当初、アスベストの除去というところで、住民さんからすごい心配する声があって、それについて都度、都度、様々な対策を追加してやられてきたというところがあるんですけども、今回また同様に、多分住民さんへはアスベスト除去に関して説明とかをされると思うのですが、今のところ特に住民さんから心配する声とか、第1期工事とかでも、その辺で何かしら追加でこうしてほしいみたいな意見は特にない感じですかね。1期工事と今回は、おそらく全く同じ工事のやり方をすると思うんですけども、追加でこうしてほしいみたいな話は特に出てないという認識でいいんですかね。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事（建築担当） ただいまの谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

工事をするに当たって、前年度には設計を行いまして、その状況の中で住民さんや、自治区長へ説明を行っております。それとあと、工事を実施するに当たっても、自治区長と住民さんにも説明を行っております。昨年度、令和6年度に実施しました状況で言いますと、特に住民さんからの追加の不安ごとや、要望は聞き及んでおりません。今年度実施に当たっても同じような状況で、自治区長や、住民さんにご説明させていただくとともに、昨年度であれば、多奈川の小学校、保育所なりにも説明させていただきましたので、併せてそちらのほうにも説明させていただいて、工事を実施する予定であります。

○坂原正勝議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号、工事請負契約の締結について（町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事（2期工事））についてを起立により採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○坂原正勝議長 起立、満場一致であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○坂原正勝議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

慎重審議ありがとうございました。

これにて本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回岬町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 0時23分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年6月27日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 中 原 晶

議 員 竹 原 伸 晃